

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年4月10日

公立大学法人奈良県立大学
理事長 北岡 伸一

第1 競争入札に付する事項

1 入札物件名

奈良県立大学附属図書館用 I C タグ及び I C タグ関連機器の購入

2 入札物件の数量等

(1) UHF 帯 I C タグ 90,000本

(2) エンコード用リーダーライターセット 1セット

3 納入期限

令和8年6月30日(火)

4 納入場所

奈良市船橋町10番地 奈良県立大学

5 入札方法

郵便による入札とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのすべてに該当する者が、この入札に参加することができる。

- 1 公立大学法人奈良県立大学契約規則(以下「契約規則」という。)第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 3 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目B1オフィス用品に登録をしている者であること。
- 4 仕様書に示す物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

- 5 過去5年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人との間で本物件と種類及び規模を同程度以上とする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

第3 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学 附属図書館

電話 0742-93-5294

FAX 0742-93-7455

2 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

奈良県立大学のホームページからのダウンロード

<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>

(2) 交付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月24日（金）

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和8年4月24日（金）午後5時までに上記第2の4及び5を証明する書類を上記第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けること。

- (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札方法

郵便による入札とする。

入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、上記第3の1に示す場所あてに書留郵便で提出すること。

封筒の表面に「ICタグ等に係る入札書」と朱書きして、令和8年5月14日（木）午後5時までに上記第3の1に示す場所に到着するようにすること。なお、提出した入札書を取り消すことは認めない。

5 開札の場所等

- (1) 場所 奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン

- (2) 日時 令和8年5月15日（金） 午前10時

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

5 契約書作成の要否

要する。

6 落札者の決定方法等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、本法人が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について上記7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本法人に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。なお、上記7の(1)、(3)、(4)及び(5)中の「落札者」を「契約者」と読み替えるものとする。

9 その他

詳細は入札説明書による。